

平成20年度第6回幹事会における修正内容

修正前	修正後
<p>(前文) 3 ページ (第2段落) 一方、少子高齢化をはじめ、人口減少や低成長時代の到来により、 (第4段落) これに対して市は、「<u>選択と集中</u>」を基本とする都市経営を行うため、 (第5段落) ・・・・文化の薫り高い<u>生駒市</u>づくりを基本理念として、いつまでも住み続けたい都市を<u>目指します。</u> (第6段落) ここに私たちは、市民と<u>市</u>が各々の役割を自覚し、・・・・・・<u>生駒市市民自治基本条例</u>を制定します。</p> <p>(目的) 4 ページ 第1条 略 【解説】 ●・・・・・・住民自治（その地方の住民の意思と責任において<u>行政</u>が行われること）と団体自治（国から独立した団体として、その団体の権限と責任において<u>行政</u>が行われること）の2つからなるとされています。</p> <p>(定義) 4 ページ 第2条 略 (5) 略</p> <p>【解説】 5 ページ (5)「協働」とは、まちづくりの主体である市民と市、市民同</p>	<p>(前文) (第2段落) 一方、少子高齢化をはじめ、人口減少や低成長時代の到来、<u>地方分権の進展</u>により、 (第4段落) これに対して市は、<u>持続可能な都市経営</u>を行うため、 (第5段落) ・・・・文化の薫り高い<u>まち</u>づくりを基本理念として、いつまでも住み続けたい都市<u>ー生駒市づくりに努めます。</u> (第6段落) ここに私たちは、市民と<u>議会と行政と</u>が各々の役割を自覚し、・・・・・・<u>生駒市市民自治基本条例</u>を制定します。</p> <p>(目的) 第1条 略 【解説】 ●・・・・・・住民自治（その地方の住民の意思と責任において<u>自治</u>が行われること）と団体自治（国から独立した団体として、その団体の権限と責任において<u>自治</u>が行われること）の2つからなるとされています。</p> <p>(定義) 第2条 略 (5) 略 (6) <u>まちづくり 住みよい豊かな地域社会をつくるための取組をいう。</u></p> <p>【解説】 (5)「協働」とは、まちづくりの主体である市民と市、市民同</p>

士が、それぞれの責任と役割分担に基づいて、お互いの立場や特性を尊重しながら協力し合うことをいいます。

(人権の尊重)

第6条 略

【解説】 6 ページ

・・・必要であることを定めています。

(まちづくり参画における市民の責務) 7 ページ

第9条 略

2 市民は、まちづくりへの参画に当たっては、公共の福祉、次世代及び地域の発展と環境の保全に配慮しなければならない。

【解説】 7 ページ

●また、公共の福祉、次世代及び・・・

(議会の役割と権限) 8 ページ

第10条 市議会は、団体意思の決定機関であるとともに、市民自治を推進する機関である。

【解説】 8 ページ

●市議会は、市民の負託に応じて、自治体としての生駒市の意思を決定する機関であるとともに、立法機能を通じて市

士が、それぞれの責任と役割分担に基づいて、お互いの立場や特性を生かし、尊重しながらよりよいまちづくりに協力し合うことをいいます。

(6) 一般に「まちづくり」には、道路や河川、下水道などの都市基盤の整備や福祉や教育、環境などのさまざまな事業や活動がありますが、この条例では、「住みよい豊かな地域社会」をつくるための事業や活動を「まちづくり」としています。

(人権の尊重)

第6条 略

【解説】

・・・必要であることを定めています。これには、部落差別をはじめ、障がい者差別などいわれのない人権侵害についての課題の解決に向けた取組を含んでいます。

(まちづくり参画における市民の責務)

第9条 略

2 市民は、まちづくりへの参画に当たっては、公共の福祉、将来世代及び地域の発展と環境の保全に配慮しなければならない。

【解説】

●また、公共の福祉、将来世代及び・・・

(議会の役割と権限)

第10条 市議会は、市の意思決定機関であり、本条例の趣旨に基づき、市民自治を尊重し、その権限を行使しなければならない。

【解説】

●市議会は、市民の負託に応じて、自治体としての生駒市の意思を決定する機関であるとともに、市長をはじめとする

民自治を推進する役割を担う機関であることを定めています。

- 市議会は、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想などの市の重要事項を議決する権限や議事運営等を通じて執行機関の適正な行政運営が図られているかどうかについて、監視、けん制する権限があることを定めています。

【地方自治法に定められている主な議会の権限】

- ・議決権（第96条の議決事項として、条例の制定改廃、予算の決定など15項目）

（議会の責務等）9ページ

第11条 略

2 略

3 略

4 市議会は、市の政策水準の向上を図り、市独自の施策を展開させるため、立法機能の強化に努めなければならない。

5 略

【解説】9ページ、10ページ

- 市議会は、市民の代表機関として、将来展望を持った総合

執行機関と同様、市民自治を推進する役割を担う機関として、まちづくりの主体は市民であるとした本条例の趣旨を踏まえて、市民自治の考え方を尊重し、その実現に配慮しながら、議会の権限を行使しなければならないことを定めています。

- 市議会は、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想やそれを実現するための条例や予算など、市の重要事項を議決する権限、及び検査、調査等を通じて、執行機関が市民の意思を市政に反映し、適正な行政運営を行っているかどうかについて、監視、けん制する権限があることを定めています。

【地方自治法に定められている主な議会の権限】

- ・議決権（第96条の議決事項として、条例の制定改廃、予算の決定など15項目が定められている他、同条第2項により議決の対象を条例に定めることができる。）

（議会の責務等）

第11条 略

2 略

3 略

4 市議会は、市の政策水準の向上を図り、市独自の施策を展開させるため、政策形成機能、及び立法機能の強化に努めなければならない。

5 市議会は、行政活動が民主的、効率的に行われているか監視し、改善を推進するよう努めなければならない。

6 市議会は、議会の政策形成機能、立法機能を高めるため、議会事務局の調査機能、法務機能を積極的に強化するよう努めなければならない。

7 略

【解説】

- 市議会は、市民の代表機関、市の意思決定機関として、将

的な視野での判断や活動が求められるとともに、民意の掌握に努めなければならないことを定めています。

2、3略

- 市議会は、生駒市の実状に応じた独自の施策展開を進めるため、議会が有する立法などの政策立案機能の強化に努めなければならないことを定めています。

- 市議会の定数は、地方自治法第91条で規定されていますが、議会の組織及び定数は、意思決定機関として、また、本市の市民自治を推進する役割を担う市民の代表機関として、本条例上の議会の役割を考慮し、自主的な判断に基づいて決定されるべきことを規定するものです。

(議会の会議・会期外活動)

第12条 略

【解説】 10ページ

- 市議会は、市民の代表機関であるとともに、議論し、意思決定をしていく機関でもあることから、開かれた議会での議論が意思決定過程の透明性を高め、市民の意思を反映したものになるという考えに基づき、「議論の重要性」について規定するものです。

来展望を持った総合的な視野での判断や活動が求められるとともに、市政に民意を反映するために広く市民の意見を求めるよう努めなければならないことを定めています。

2、3略

- 市議会は、生駒市の実状に応じた独自の施策展開を進めるため、政策形成機能を強化し政策立案や政策提言を積極的に行うとともに、条例制定などの議会が有する立法機能の強化に努めなければならないことを定めています。

- 市議会は、検査権、監査請求権、調査権等を活用し、行政活動が民主的、効率的に行われているか監視するとともに、改善策を求めあるいは提案するなど、市政を点検し、その改善を推進するよう努めなければならないことを定めています。

- 市議会は、議会の政策形成機能、立法機能を高めるため、これを支援する議会事務局の職員の配置及び資質向上、図書や資料の充実など、調査機能、法務機能を積極的に強化するよう努めなければならないことを規定しています。

- 市議会の定数は、地方自治法第91条で規定されていますが、議会の組織及び定数は、意思決定機関として、また市民の代表機関として、本条例上の議会の役割、責務を考慮し、自主的な判断に基づいて決定されるべきことを規定するものです。

(議会の会議・会期外活動)

第12条 略

【解説】

- 市議会は、市民の代表機関であり、市民の代表者である議員が意見を交わし、論じ合い、意思決定を行う機関であることから、開かれた議会での議論が意思決定過程の透明性を高め、市民の意思を反映したものになるという考えに基づき、「討議の重要性」について規定するものです。

(市議会議員の責務) 10ページ、11ページ
第13条 略
2 略
3 略

【解説】 11ページ
1～3 略

(広聴対応機関) 19ページ
第29条 略
【解説】 19ページ
・・・・・・当該委員会の適正な運用を保証する規定です。

(計画策定段階の原則) 25ページ
第37条 市は、市の将来や市民生活に関係する重要なまちづくりの施策の決定、実施及び評価に当たっては、広く市民の意見を求めるとともに、市の考え方を公表するものとする。
【解説】 25ページ
●重要なまちづくり施策の意思決定、実施、評価を行う場合

(市議会議員の責務)
第13条 略
2 略
3 略
4 市議会議員は、議会活動に関する情報等を市民に説明するとともに、広く市民の声を聴き、これを議会の運営に反映させるよう努めるものとする。

【解説】
1～3 略
●市議会議員は、議会における審議状況、自らの意思決定の理由、活動状況などについて市民に説明するよう努めるとともに、自ら広く市民の声を聴き、その声を議会における意思形成過程、政策形成、市政の点検及び改善などの活動に反映させるよう努めなければならないことを規定しています。

(広聴対応)
第29条 略
【解説】
・・・・・・当該委員会の活用や庁内の連絡調整機能を充実し、政策立案、決定に反映させる仕組みづくりを行うことを定めるものです。

(計画策定段階の原則)
第37条 市は、市の将来や市民生活に関係する重要なまちづくりの施策の検討及び決定に当たっては、広く市民の意見を求めるとともに、市の考え方を公表するものとする。
【解説】
●重要なまちづくり施策の検討、決定を行う場合は、・・・・・・

は、・・・・・・・・

(審議会等) 25 ページ、26 ページ

第39条 市は、市が設置する審議会等の委員を選任する場合は、地域、性別、年齢、国籍等に配慮するとともに、原則として公募の委員を加えなければならない。

(市民自治の定義)

第40条 略

【解説】 27 ページ

●市民自治の概念が一般的に定着していないため、定義を設けました。各地の自治体の事例では、コミュニティという表現を用いているところもありますが、より具体的な日本語表現で共同体意識の形成が可能な一定の地域における市民主体のまちづくり活動としています。

(近隣自治体との連携)

第51条 略

【解説】 31 ページ

●・・・・・・・・規定です。生駒市では・・・・・・・・などの一部事務組合に加入・・・・・・・・

附 則 32 ページ

(審議会等)

第39条 市は、市が設置する審議会等の委員を選任する場合は、地域、性別、年齢、国籍等に配慮するとともに、原則として市民から公募した委員を加えなければならない。

(市民自治の定義)

第40条 略

【解説】

●市民自治の概念が一般的に定着していないため、定義を設けました。各地の自治体の事例では、コミュニティという表現を用いているところもありますが、より具体的な日本語表現で生駒市域全域から例えば自治会単位といった共同体意識の形成が可能な一定の地域における市民主体のまちづくり活動としています。

(近隣自治体との連携)

第51条 略

【解説】

●・・・・・・・・規定です。生駒市では・・・・・・・・などの一部事務組合等に加入・・・・・・・・

附 則

この条例は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

【解説】

●生駒市自治基本条例の施行期日を平成〇〇年〇〇月〇〇日としています。

